

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

磐梯町長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	磐梯町 (07407)	
地域名 (地域内農業集落名)	入倉地区 (入倉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地域の田を耕作する農業者の高齢化が進み、これから遊休農地の増加が懸念されることから、今後も持続的に農地を維持していくために、一般社団法人設立を検討している。また、地域の農地の維持・管理を行いながら、持続的な営農、新規就農者の確保、後継者の育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者を中心とした農業を担う者が中心として持続的な営農を行い、一般社団法人の設立を進めていくことで、担い手の継承、地域と担い手が一体となって集落内の農地を維持管理していく体制の更なる整備が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約については、農地中間管理機構を活用していく。今後は、一般社団法人を設立して地域まるっと中間管理方式の導入、認定農業者や新規就農者への団地化を進めるとともに、農業を担う者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路、施設等の改修を進め、農用地の有効活用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、認定農業者や新規就農者の確保に努め、農地をあっせんし、技術指導の支援を展開していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で一般社団法人への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣対策として緩衝帯を作り有効活用する。
- ・スマート農業への取組みを推進していく。